

第2章 現状と課題

1 計画前半期の実施状況

前半期の実施状況

現行計画における前半期（平成24年度～平成28年度）の施策の実施状況については次のとおりです。

基本方針1 環境区民による協働の推進

環境区民（「区民・事業者・区」の総称）がそれぞれの役割を明確にし、環境意識の向上を図り、協働して質の高い循環型社会の構築を目指すものです。

No	具体的な取組	実施状況等
1 - 1	区民が楽しみながら取り組める視点や工夫の普及啓発事業への導入	環境・清掃フェア等のイベント、園児や小学生を対象とした環境教育・環境学習などを実施し、区民が楽しみながら取り組めるような視点に立った普及啓発事業を行っている。
1 - 2	「あらかわエコセンターホームページ」や「環境情報誌エコとも」を活用した情報発信	区報環境清掃特集号、区ホームページやツイッターに整理・統合した。これらを活用し引き続き情報発信を行っていく。
1 - 3	あらかわエコセンターの活用による普及啓発	あらかわエコセンターにて、ごみ減量講演会やリサイクル工房等の普及啓発事業を行っている。
1 - 4	単身世帯等へのPR推進（資源回収に関するメール対応等）	区ホームページで町丁別の資源の回収日の案内を行っているほか、資源の回収場所及び回収日のメール対応を行っている。 荒川区に転入してきた区民に対し、区の便利帳や地図などと併せて、ごみの分別方法や回収日に関するチラシも配布している。 町会の協力を得ながら、集積所にごみや資源の回収日と分別方法の表記など適正排出の取組を行っている。
1 - 5	多国籍化への対応（イラストを効果的に使ったパンフレット作成等）	英語、中国語、韓国語で表記されたごみや資源の分別チラシを作成している。 区報のごみ分別記事は、イラストを多用するなど、日本語が不自由な方に視覚にて理解してもらえるように工夫している。
1 - 6	転入者への周知推進（不動産事業者等への協力依頼）	東京都宅地建物取引業協会荒川区支部に対して転入者向けのごみや資源の分別方法のチラシの配布依頼を行っている。
1 - 7	荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施	荒川区役所環境配慮率先行動プランに基づき、コピー用紙やごみの発生抑制、再利用・再資源化の推進、グリーン購入やペーパーレスシステムの推進を行っている。
1 - 8	事業者への更なる働き掛け（紙ごみの減量）	区報や区ホームページ等にて、事業者に対しごみ減量への働きかけを行っている。 東京商工会議所が実施しているオフィスの紙をリサイクルする取組を周知していく。
1 - 9	事業者への更なる働き掛け（生ごみの減量）	区報などで、事業者に対しごみ減量への働きかけを行っている。 事業者の生ごみ・食品ロス削減に取り組む「あら！もったいない協力店」などの募集を行っている。

No	具体的な取組	実施状況等
1 - 10	事業者への更なる働き掛け (環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等)	区報や区ホームページ等にて、事業者に対しごみ減量への働きかけを行っている。 商工会議所や商店街連合会などと連携しながら事業者向けのごみ減量やリサイクル推進のための活動を展開していく。
1 - 11	優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	ごみ減量や環境に優しい製品の販売などの環境活動に積極的に取り組む事業者については、平成23年度より「環境区民大賞」で顕彰を行っている。 区ホームページ等により、小盛メニューの提供や宴会時の食べ切りなど食品ロス削減に取り組む「あら!もったいない協力店」の紹介を行っている。
1 - 12	ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者の紹介	
1 - 13	清掃・リサイクルに関する経費等の情報の「見える化」	区報や区ホームページ等にて、ごみ量の推移と併せてごみ処理経費について公表している。
1 - 14	東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」	区報や区ホームページ等、小学生を対象とした環境学習にて情報を周知している。
1 - 15	最終処分場の現状に関する情報の「見える化」	
1 - 16	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実	各学校に出前授業を行う環境学習や、夏休み親子バス見学会、夏休み子どもリサイクル工房、環境・清掃フェア、各地域のこどもまつり等でゲームや清掃車積み込み体験等を実施している。 平成26年度からは、食育や食品ロス削減についての環境教育も拡充している。 平成28年10月からは、あらかわりサイクルセンターを用いた体験型学習(中間処理見学・工房教室等)を実施している。
1 - 17	体験型学習等の推進	
1 - 18	新リサイクルセンターの整備	平成28年10月開設。

基本方針 2 Rの充実によるごみ減量の推進

家庭・事業者それぞれが発生抑制に重点を置いた3Rの推進に加え、多様なRの取組によりごみ減量を目指すものです。

No	具体的な取組	実施状況等
2 - 1	分別の更なる徹底に向けた取組の実施	区報や区ホームページ、チラシ等にて、可燃ごみに含まれる古布や紙製容器包装類等の古紙、不燃ごみに含まれるびん・缶類の分別の徹底を図るよう周知している。 また、小学生に対しても、環境学習にて分別ゲームなどを行い、普及啓発を実施している。
2 - 2	レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進 (モデル商店街との連携)	レジ袋削減の取組については、モデル商店街(三の輪銀座商店街振興組合、荒川銀座商和会商店街振興組合、おぐぎんざ商店街振興組合、熊野前商店街振興組合)やモデル事業所(三菱電機ビルテクノサービス・クリナップ)等と連携し、利用促進活動を実施した。
2 - 3	レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進 (モデル事業所との連携)	荒川区役所庁内において、マイバッグ利用促進のPR活動として、地下売店での職員へのマイバッグ貸出し等を行っている。 マイバッグ利用促進については、小学生に配付するリーフレットなどでキャンペーン終了後も、引き続き周知に努めている。
2 - 4	マイはし・マイボトルの利用促進	平成24・25年度に作成したマイバッグ利用促進のリーフレットにマイはし・マイボトルの利用促進について掲載した。 平成26年度以降については、もったいない事業(食品ロス削減事業)のリーフレットにマイはし・マイボトルの利用促進について掲載し、全区立小学校の児童に配付した。
2 - 5	ごみ減量アイデア募集	リサイクル工房等のイベント時にごみ減量アイデアのアンケートを実施し、区報等で紹介した。 平成27年度からは、食品ロス削減のためのレシピ(もったいないレシピ)を募集し、区報・区ホームページ等に掲載している。
2 - 6	生ごみ処理機等の購入助成	区報や区ホームページ、ごみ減量講演会や夏休み親子バス見学会等で積極的に周知し利用拡大に努めている。 平成27年末までに延べ77件助成している。
2 - 7	家庭系ごみの有料化の検討	家庭ごみの有料化の前提として、ごみとして出される資源の分別の更なる徹底や、新たな品目の資源回収の実施など様々な新たな施策を行っている。
2 - 8	リサイクル工房の実施	平成27年度は、全40回実施。
2 - 9	フリーマーケットの実施	平成27年度は区主催で年3回実施。
2 - 10	リサイクルひろばの実施	区内施設44か所に掲示、区ホームページの他、平成24年度より子育て応援サイトともリンクを行っている。 平成27年度は提供数が55件のうち21件が成立。
2 - 11	家具のリサイクルの実施	平成28年度は、11月に実施。
2 - 12	リユースの普及に向けたリーフレットの作成	平成24・25年度に作成したマイバッグ普及促進のためのリーフレットや、平成26年度に作成したリーフレットにおいて、リユース普及に向けた内容の記事を掲載している。 区立の小学4年生に配付している環境学習リーフレットでもリユースの紹介を行っている。

No	具体的な取組	実施状況等
2 - 13	リユースの普及に向けた講座の開催	リサイクル工房・夏休み子どもリサイクル工房にてリユースの普及に向けた講座を開催している。
2 - 14	古着の交換会等	年4回区主催で実施しているフリーマーケットや、リサイクルひろば、もったいないバザール、春のエコまつり、エコフェスタで、古着のリユース活動を実施している。
2 - 15	リペアなどの新たなRの普及啓発	区報や区ホームページ等にて新たなRの普及啓発を行っている。
2 - 16	修理店の紹介等	家電製品や家具等の修理店を区ホームページなどで紹介することなど、具体的な実施方法の検討を進めている。
2 - 17	新リサイクルセンターの整備（再掲）	平成28年10月開設。
2 - 18	資源の持ち去り対策の強化	面的抑止を目的にGPSを用いた持ち去り追跡調査の覚書を17区で締結した。町会と連携したパトロールの実施や、持ち去り対策用ネット・集団回収用吊るし旗の配付を行うほか、随時町会と連携をしながら資源の持ち去り対策を行っている。
2 - 19	事業系一般廃棄物のリサイクルの推進（再掲）	「1 - 8 事業者への更なる働きかけ」～「1 - 12 ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者の紹介」と同様
2 - 20	新たな資源回収に向けた調査・検討（古着）	平成23年度より一部の町会と集合住宅で古布の調査回収を実施。徐々に回収対象地域を拡大し、平成27年度より区内全域での古布回収実施に向け取り組み、9割以上の町会で集団回収により実施している。古着の資源回収量は、調査開始当初に比べ大幅に増加している。 （平成23年度25,849kg 平成27年度83,048kg）
2 - 21	新たな資源回収に向けた検討・実施（レアメタルを含めた金属類等）	平成25年10月より、区施設16か所でレアメタルを含んだ使用済小型家電9品目を拠点回収している。さらに、平成28年10月からは、あらかじめリサイクルセンター及び荒川清掃事務所で電子レンジなどの中型家電の回収を開始した。
2 - 22	新たな資源回収に向けた検討（小型家電）	環境・清掃フェアや、区主催のフリーマーケット等のイベントでも対面にて使用済小型家電の回収を行っている。
2 - 23	新たな資源回収に向けた調査・検討（その他廃食油等）	平成28年度より環境・清掃フェア等のイベントで廃食油・蛍光管等の対面による回収を行っている。あらかじめリサイクルセンター等の区施設にて拠点回収している。
2 - 24	インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	インクカートリッジ回収箱を区施設22か所に設置し、プリンターメーカーによる取組を支援している。区報や区ホームページ等、小学生に配付する環境学習パンフレットにて周知している。

基本方針 3 適正処理の推進

環境に配慮した適正で効率的なごみ処理を目指すものです。

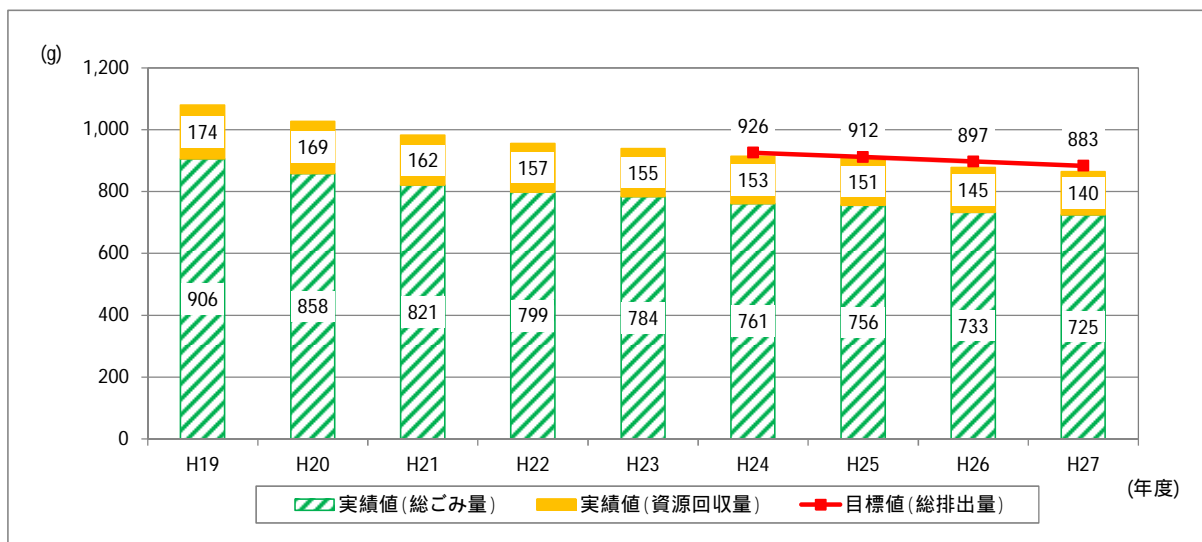
No	具体的な取組	実施状況等
3 - 1	収集ルートの見直し	必要に応じて実施している。
3 - 2	地域による見守りが必要な方への戸別訪問収集の実施	実施している。
3 - 3	ふれあい指導の実施	実施している。
3 - 4	適正排出に向けた指導の強化（事業系ごみ排出者の登録制度の開始等）	住民及び区内事業者に対し、ごみ排出の適正化を図るためふれあい指導班による排出指導を行っている。 事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が1,000㎡以上の大規模建築物については、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行っている。
3 - 5	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処理方法の周知	ライター、スプレー缶、カセットボンベ、割れやすいもの等取扱いに注意を要するものについては、チラシ・区報・区ホームページ等にて周知している。 区立小学生向けの環境学習でも周知している。

2 現状

(1) 総排出量の推移

区民1人1日当たりの総排出量(総ごみ量+資源回収量)は、現行計画の策定後の平成24年度から平成27年度の間、49g減少しています。

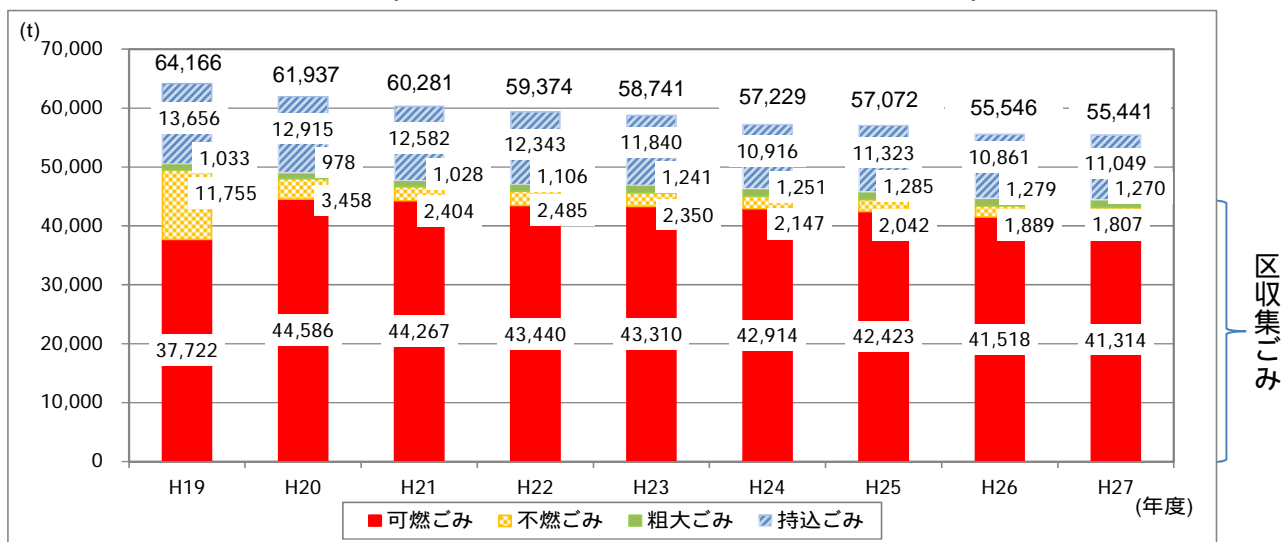
【図表2-3 区民1人1日当たりの総排出量】



(2) 総ごみ量の推移

総ごみ量全体については、減少傾向で推移しています。総ごみ量のうち、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの合計である区収集ごみは、減少傾向で推移しています。区収集ごみの分別区分の変更を行った平成20年度[1]に、不燃ごみは大幅に減少し、可燃ごみは増加しました。平成20年度以降は、可燃ごみ・不燃ごみ・持込ごみ*[2]は減少傾向にあり、粗大ごみはやや増加しています。

【図表2-4 総ごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・持込ごみ)の推移】



- 平成20年度のサーマルリサイクル*開始により、廃プラスチック等は不燃ごみから可燃ごみとなり、可燃ごみと不燃ごみの割合に変化が生じました。
- 持込ごみとは、事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入する事業系のごみです。

(3) 資源回収量及びリサイクル率の推移

集団回収については、平成15年1月にモデル事業を開始し、平成19年度末には区内のほぼ全域での実施に移行しました。また、平成19年度から、従来の古紙・びん・缶に加え、ペットボトルと白色トレイが集団回収品目となり、平成23年度からは一部地域で古布の集団回収が始まり、現在は約9割以上の町会で古布回収を実施しています。

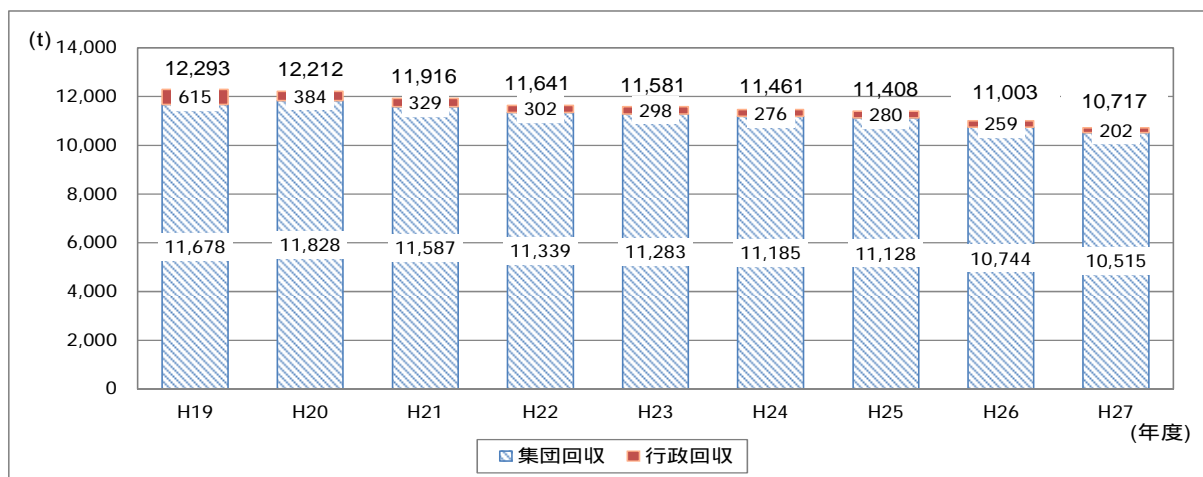
また、使用済小型家電の拠点回収は平成25年度より、不燃ごみに含まれるスプレー缶のピックアップ回収は平成27年度より実施しています。

資源回収量〔図表2-5〕については平成19年度をピークに減少しており、リサイクル率〔図表2-7〕は、横ばいで推移しています。

資源の品目ごとの回収量の内訳〔図表2-6〕は、びん・缶・ペットボトル・トレイは横ばいとなっていますが、紙類が減少傾向にあります。

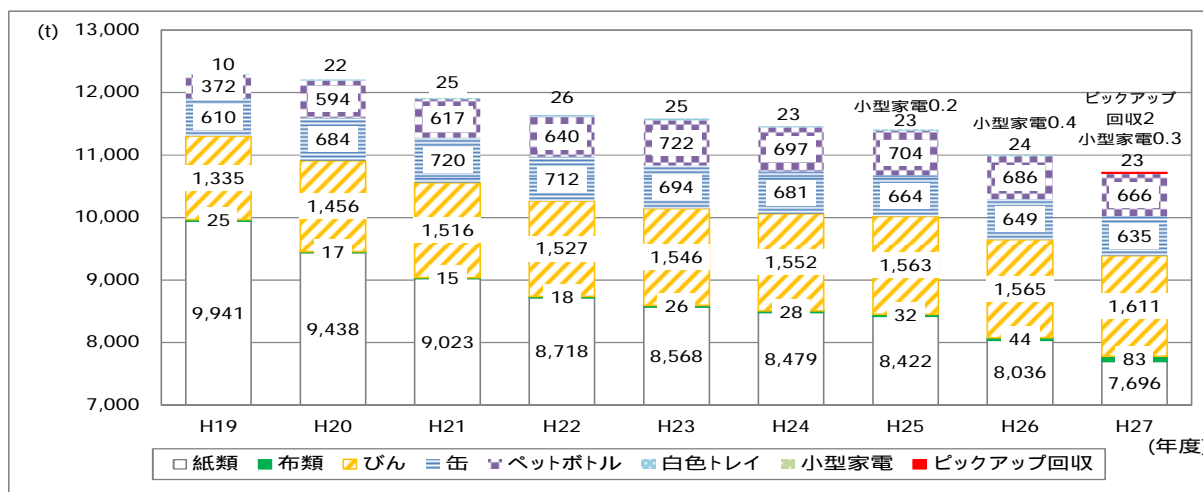
これは、段ボールの使用量が通信販売などにより微増傾向にある反面、インターネットの普及による新聞・雑誌等の紙媒体の購読件数の減少や、びん・缶・ペットボトルなどの容器の軽量化（薄肉化）などが影響していると考えられます。

【図表2-5 資源回収量（行政回収・集団回収）の推移】

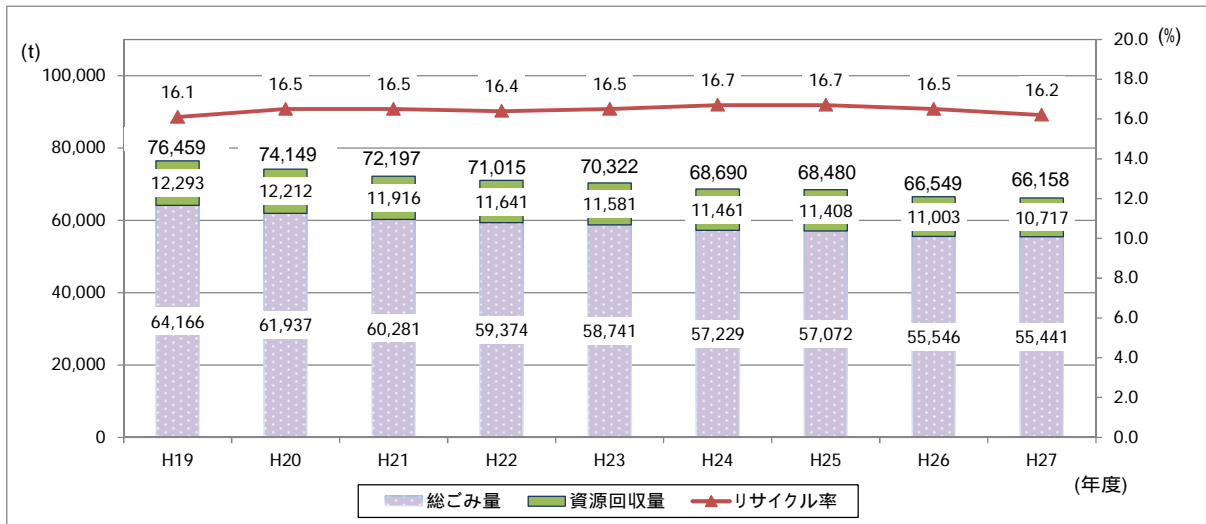


拠点回収及びピックアップ回収は行政回収に含む。

【図表2-6 資源の品目ごとの回収量の内訳】



【図表 2 - 7 リサイクル率の推移】



【リサイクル率 = 資源回収量 ÷ 総排出量 (総ごみ量 + 資源回収量)】

それぞれの数値は端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

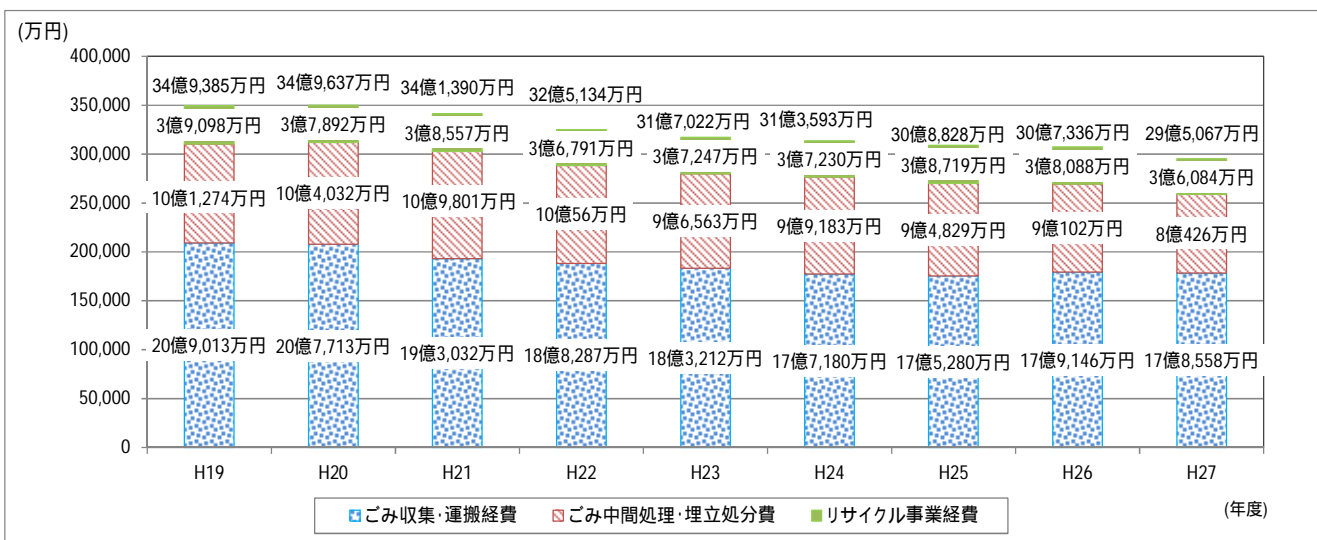
(4) 清掃・リサイクル事業経費

清掃・リサイクル事業に要する経費 [図表 2 - 8・2 - 9] は、年間総額、区民 1 人当たり共に減少傾向にあります。

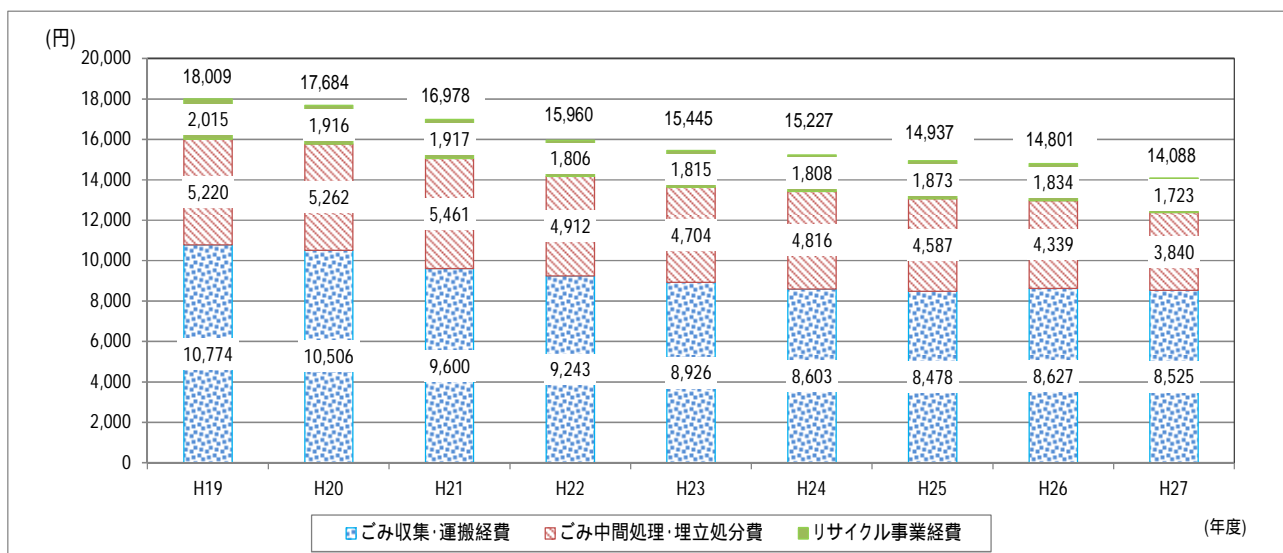
23区における一般廃棄物の中間処理は、「東京二十三区清掃一部事務組合」で共同処理しています。ごみの中間処理費は、各区で発生したごみ量に応じて分担しており、荒川区は年間約 8 億円 (平成 27 年度分) を分担金として支出しています。

また、荒川区を含む清掃工場が設置されていない区や、自区内の清掃工場以外の清掃工場でごみの中間処理をしている場合には、自区外でのごみの中間処理量に応じて調整金を負担しています。

【図表 2 - 8 清掃・リサイクル事業に要する経費】



【図表 2 - 9 清掃・リサイクル事業に要する経費（区民 1 人年間当たり）】



清掃リサイクル事業に要する経費の内訳は、ごみの収集運搬・中間処理・埋立処分、資源の収集・運搬・中間処理によって構成されている。

それぞれの数値は、端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

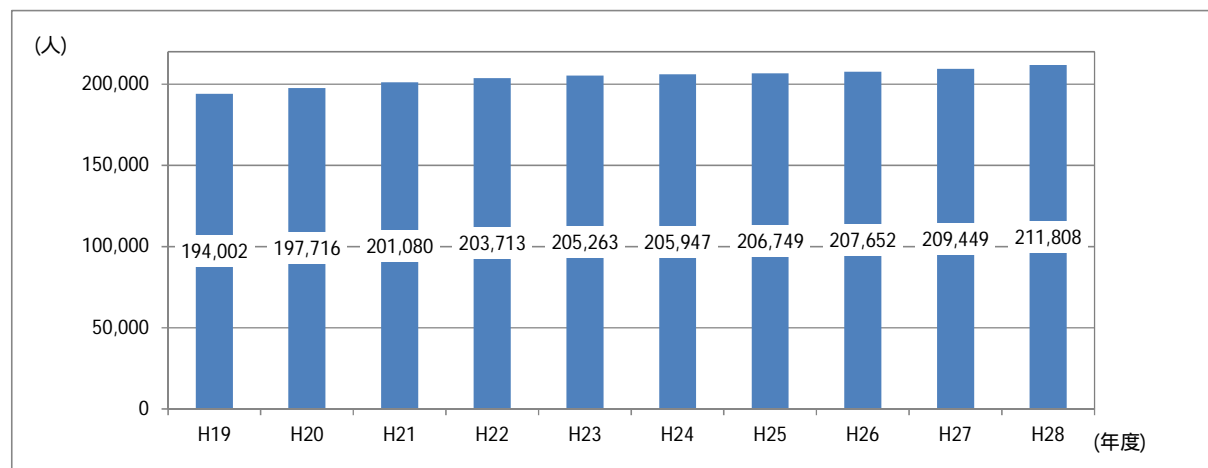
(5) 人口及び世帯の状況

荒川区の人口及び転入者の状況

荒川区では、平成 19 年度より人口が増加しており、平成 27 年に人口が 21 万人を超え、平成 28 年 4 月 1 日現在では 211,808 人となっています。

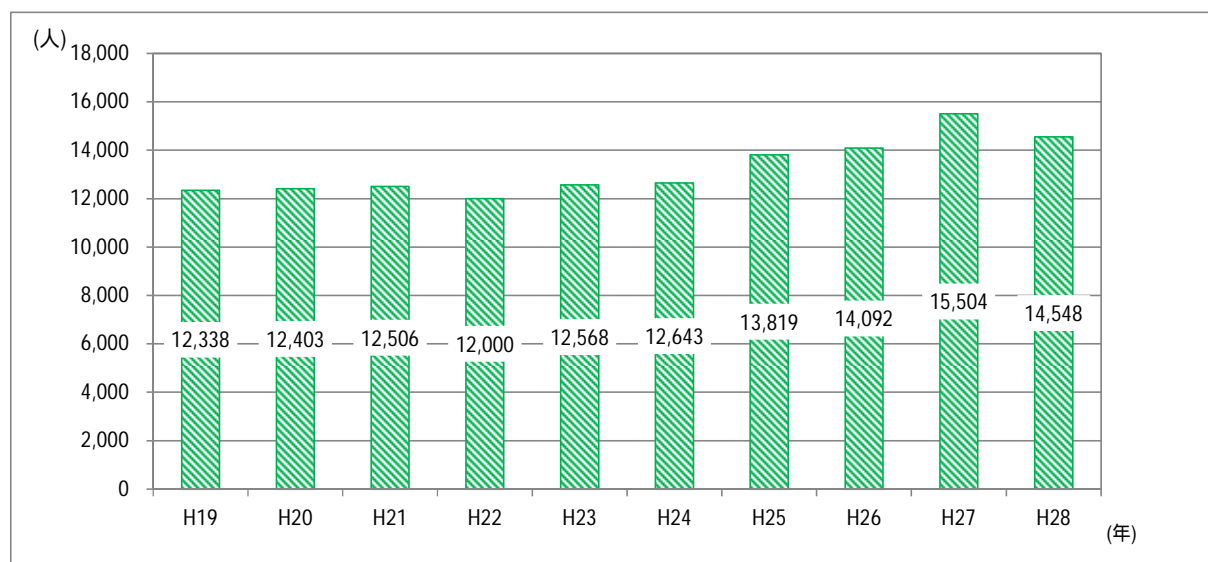
転入者においても同様に増加傾向にあります【図表 2 - 11】平成 27 年の転入者数は 15,000 人を超え、昭和 48 年(15,772 人)以降で最多の転入者となりました。

【図表 2 - 10 荒川区の人口の推移（4 月 1 日現在）】



出典：住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）

【図表 2 - 1 1 転入者の推移（1月から12月まで）】



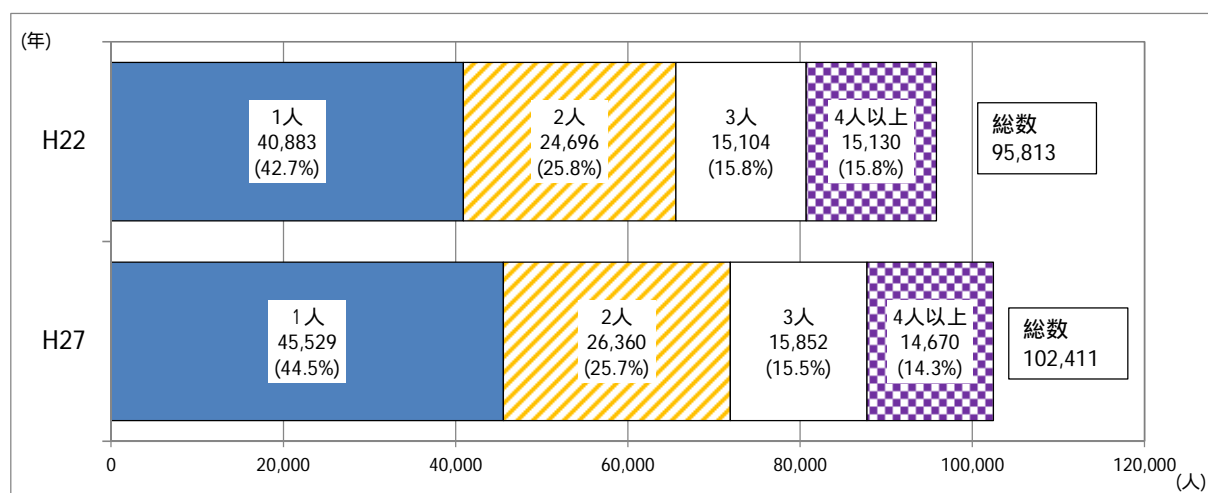
出典：住民基本台帳による荒川区の世帯と人口（各年1月1日現在）

他府県及び都区内からの転入者を計上している（住所設定等は除く）。

単身世帯の状況

単身世帯が全体の44.5%を占めており、平成22年と比較し1.8ポイント増加しています。

【図表 2 - 1 2 家族人数別の世帯数】



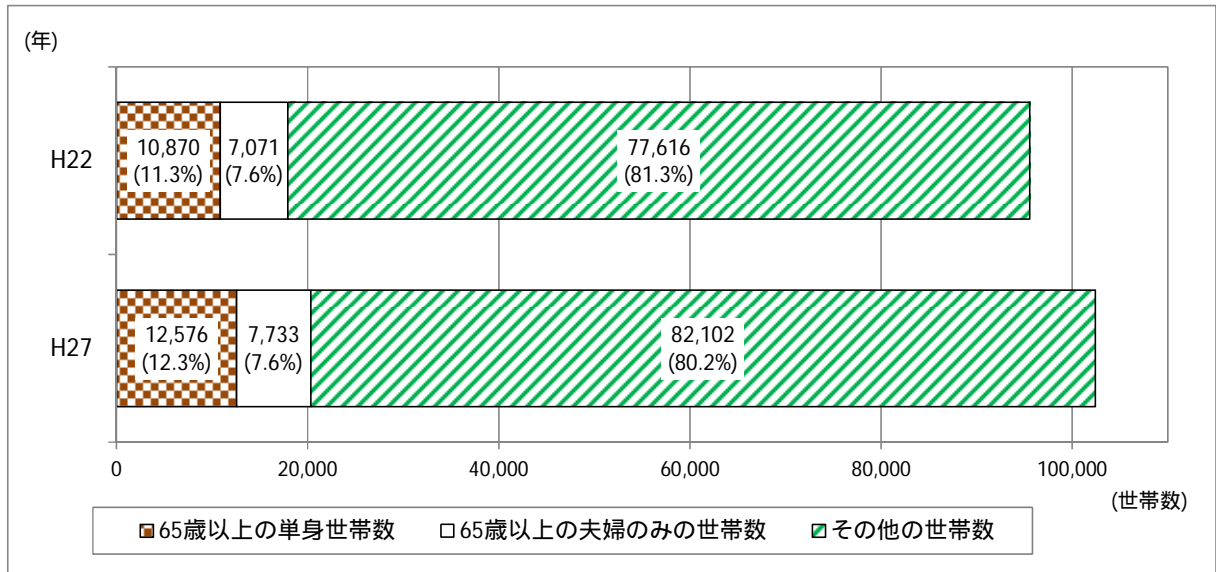
出典：各年国勢調査

施設等（社会施設・医療施設等）に入所・入院している世帯を除く。

高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢単身世帯数は、平成27年度において全体の12.3%を占めています。また、65歳以上の夫婦のみの高齢夫婦世帯数は、全体の7.6%を占めています。

【図表 2-13 65歳以上の単身世帯数及び65歳以上の夫婦のみの世帯数】

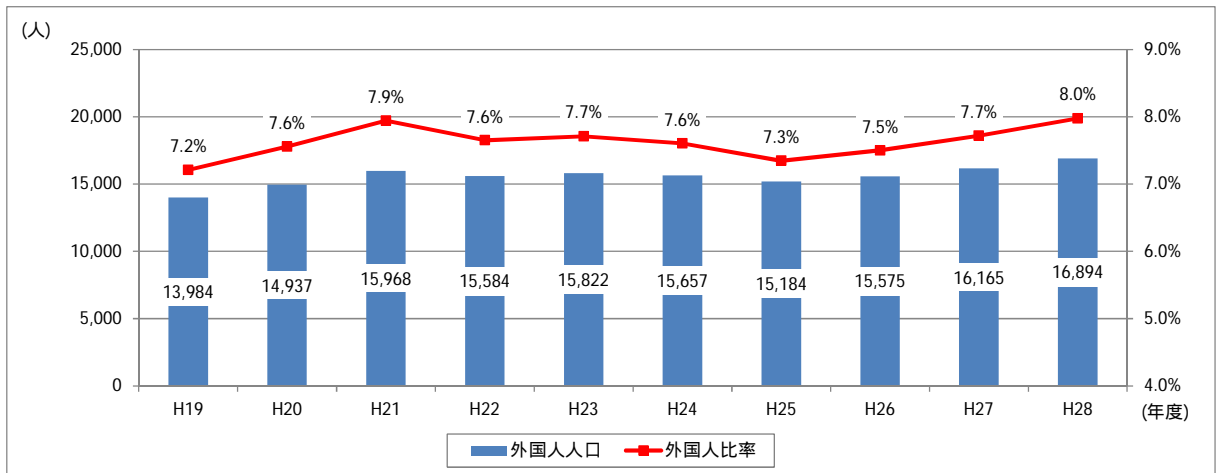


出典：各年国勢調査

外国人の状況

外国人人口は、平成28年4月1日現在では全体の8.0%を占めており、増加傾向にあります。

【図表 2-14 外国人人口及び外国人比率の推移（4月1日現在）】



出典：住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）

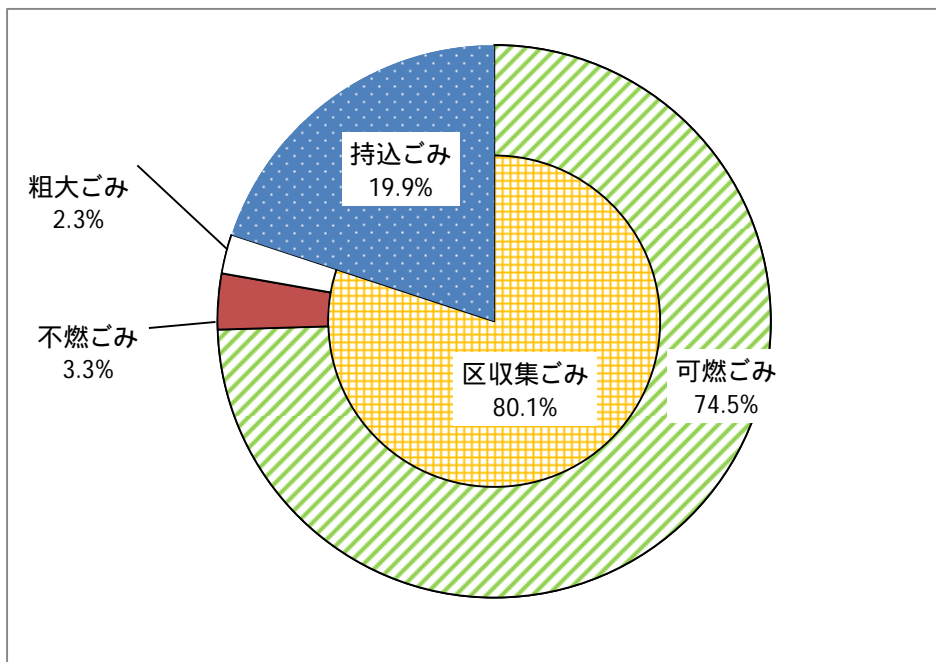
(6) ごみの排出状況

総ごみ量に含まれるごみの内訳

平成 27 年度の総ごみ量のうち、区収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)は 80.1% を占めています。

内訳として、可燃ごみは 74.5%、不燃ごみは 3.3%、粗大ごみは 2.3% を占めています。

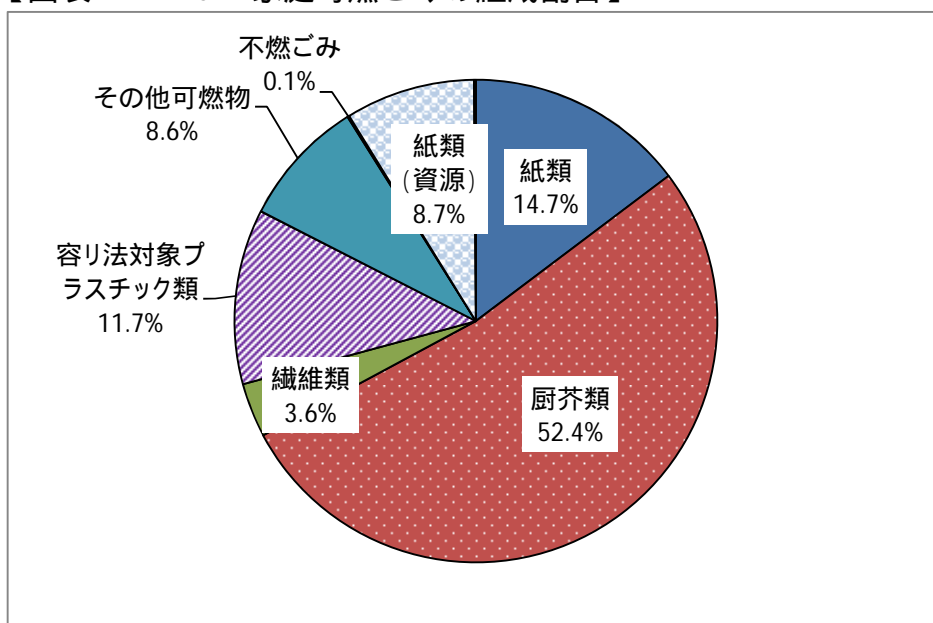
【図表 2 - 15 総ごみ量に含まれるごみの内訳 (平成 27 年度)】



家庭可燃ごみの排出状況

家庭可燃ごみの排出状況は、厨芥類(生ごみ)が 52.4% を占め、資源として回収すべき繊維類が 3.6%、紙類が 8.7% となっています。

【図表 2 - 16 家庭可燃ごみの組成割合】

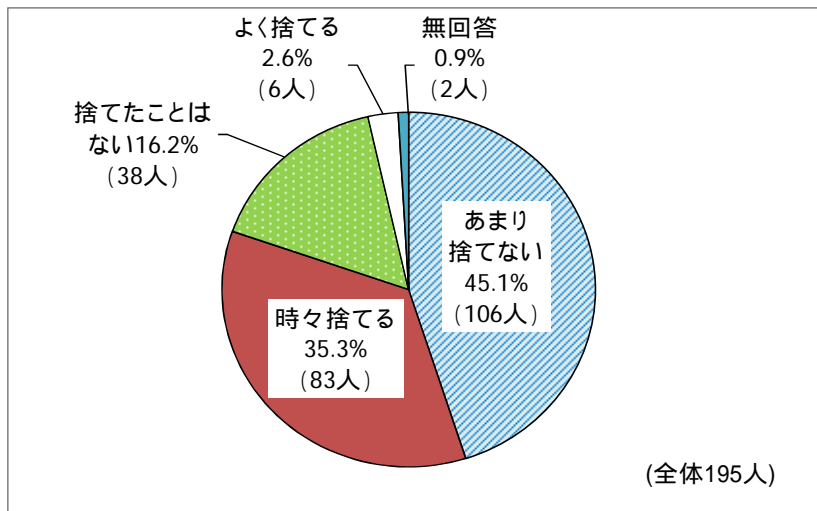


出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書(平成 26 年度)

生ごみの排出状況

アンケート調査によると、食品をごみとして排出したことがある人の割合が、83.0%を占めています。

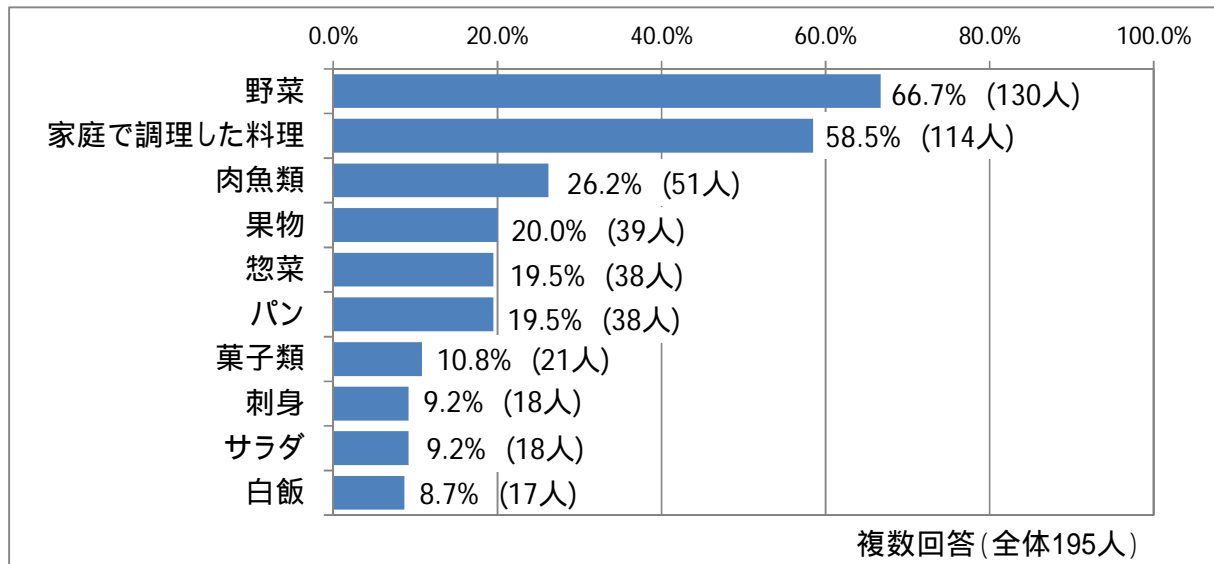
【図表 2 - 1 7 食品をごみとして排出したことがある割合】



出典：ごみ排出原単位等実態調査アンケート（平成 26 年度）

食品をごみとして排出したことがある食材としては、野菜が66.7%、家庭で調理した料理が58.5%、肉魚類が26.2%を占め、果物・惣菜・パンが20%前後となっています。

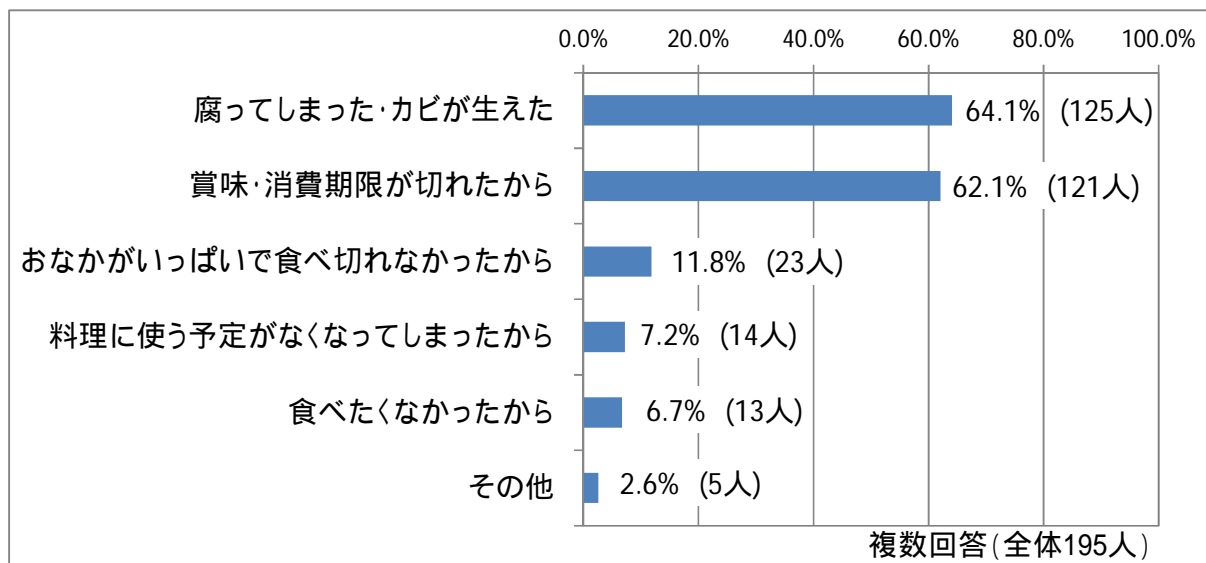
【図表 2 - 1 8 食品をごみとして排出したことがある食材】



出典：ごみ排出原単位等実態調査アンケート（平成 26 年度）

食品をごみとして排出した理由としては「腐ってしまった・カビが生えた」「賞味・消費期限が切れたから」が各々60%を超えています。

【図表2-19 食品をごみとして排出したことのある理由】

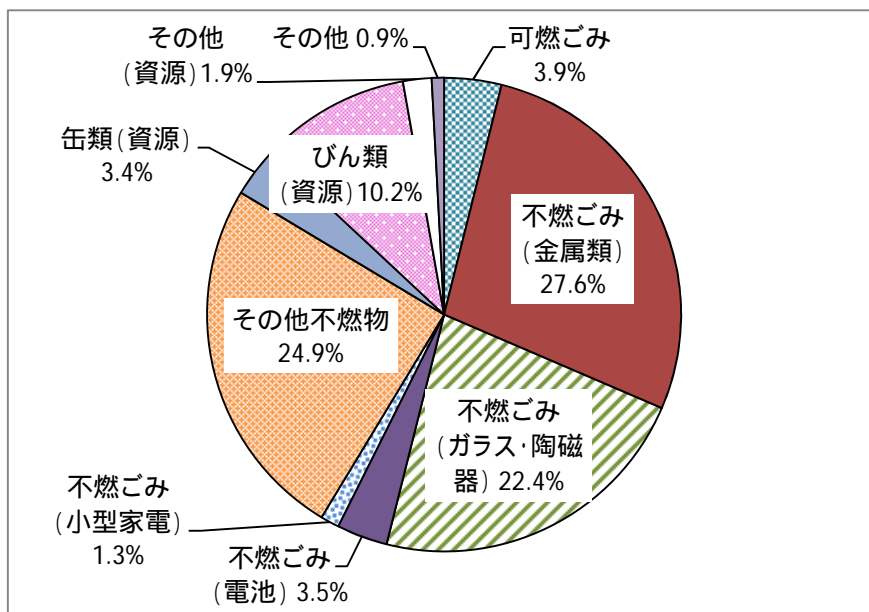


出典：ごみ排出原単位等実態調査アンケート（平成26年度）

家庭不燃ごみの排出状況

家庭不燃ごみの排出状況は、不燃ごみ（金属類）が27.6%を占めており、資源回収品目となっているびん類が10.2%、缶類が3.4%、資源の拠点回収を行っている使用済小型家電が1.3%となっています。

【図表2-20 家庭不燃ごみの組成割合】



出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

家庭ごみ（世帯別）の排出状況

可燃ごみとして出されるものの1人1日当たりの組成割合を世帯別に比較すると、単身世帯がごみとして出す量の合計が481.0gで、その他の世帯と比べて最も多くなっています。

【図表2-21 可燃ごみとして出されるものの世帯人数別・1人1日当たりの組成割合】

単位：g/人・日

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	全体
可燃ごみ	445.7	398.2	324.4	289.4	258.2	358.4
不燃ごみ	0.2	0.5	0.8	0.1	0.9	0.5
資源	35.2	39.3	31.6	32.8	27.1	34.6
その他（粗大ごみ等）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	481.0	438.0	356.8	322.4	286.3	393.5

出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

不燃ごみとして出されるものの1人1日当たりの組成割合を世帯別に比較すると、可燃ごみと同様に単身世帯がごみとして出す量の合計が92.4gで、その他の世帯と比べて最も多くなっています。

【図表2-22 不燃ごみとして出されるものの世帯人数別・1人1日当たりの組成割合】

単位：g/人・日

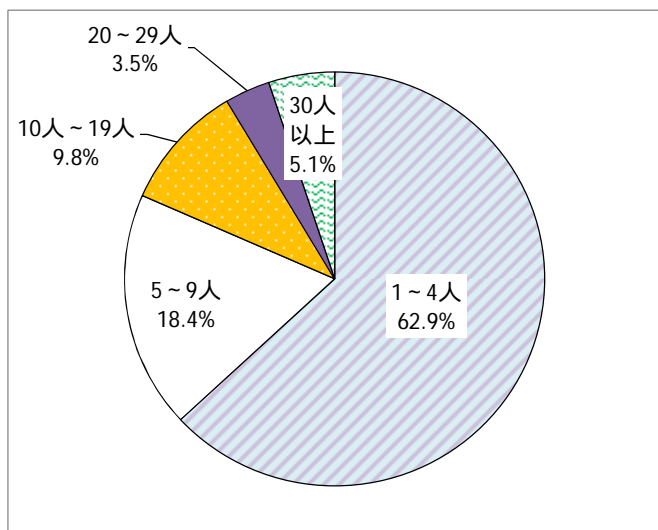
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	全体
可燃ごみ	1.7	2.9	0.0	0.5	0.8	1.5
不燃ごみ	85.2	28.9	17.8	11.6	14.1	31.2
資源	5.5	9.9	3.9	3.6	1.7	6.1
その他（粗大ごみ等）	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.3
合計	92.4	42.7	21.8	15.7	16.6	39.2

出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

区内事業者の現況（従業者規模別）及び事業系ごみの排出方法

区内事業者の現況（従業者規模別）については、「1～4人」が62.9%、「5～9人」が18.4%となっており、80%以上の事業者は10人未満の小規模事業所となっています。

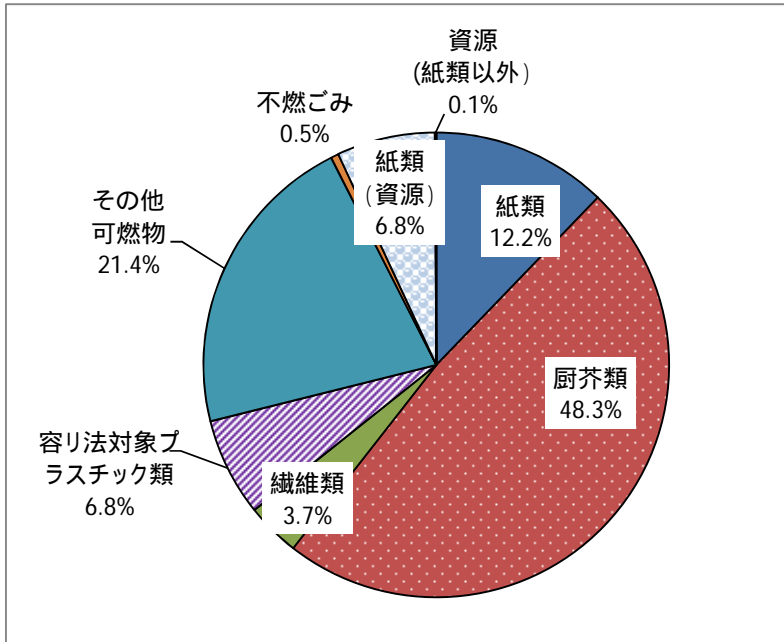
【図表2-23 従業者規模別の事業所の割合】



出典：平成26年経済センサス - 基礎調査

事業系可燃ごみの排出状況は、厨芥類（生ごみ）が48.3%を占め、資源として回収すべき紙類が6.8%となっています。

【図表 2 - 2 4 事業系可燃ごみの組成割合】

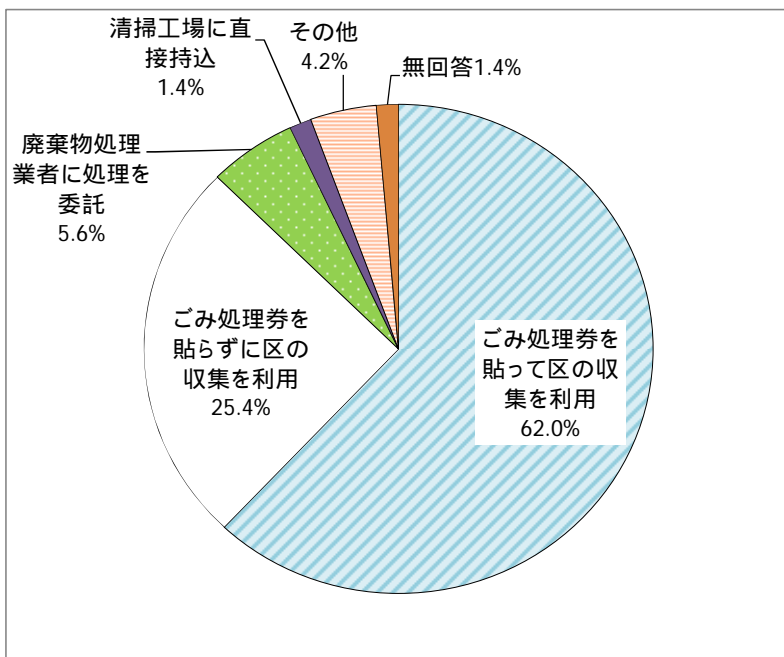


出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

区内事業者がごみを排出する際に、『ごみ処理券を貼らずに区の収集を利用している』と回答した事業所が25.4%であり、約4分の1を占めています。

前回の調査（平成22年度）では、同様に回答した事業所が33.9%（約3分の1）であり、前回より8.5ポイント減少しています。

【図表 2 - 2 5 事業系ごみの排出方法】



出典：ごみ排出原単位等実態調査モニターアンケート（平成26年度）

3 課題

(1) ごみの排出抑制の促進

循環型社会の実現に向けて、今後さらに環境負荷の低減を進めていくためには、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」のうち発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を優先させること、すなわち、ごみを発生させない、繰り返し使用する等、廃棄物の発生自体を抑制していく必要があります。

家庭可燃ごみや事業系可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量はごみの排出抑制の最重要事項となっています。そのため、生ごみ減量に向けた施策を重点的に行うことが必要です。

発生抑制（リデュース）の推進に向けては、事業者は、家庭でごみとなってしまうものを、区民になるべく渡さないような工夫や配慮が求められます。

(2) リサイクルの更なる充実

資源回収量が減少傾向にあり、リサイクル率も横ばい状態となっているため、資源回収量及びリサイクル率を上げていくために、リサイクルの更なる充実を図ることが課題となります。

家庭可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源回収品目を適切に分別排出していただく必要があります。適切に分別排出することで、清掃・リサイクル事業に係る経費も節減することができます。

不燃ごみや粗大ごみの中には、資源として活用できる金属類等が多く含まれているため、これらを資源化していく必要があります。

あらかわりサイクルセンターを最大限に活用し、区内から回収した資源の中間処理を長期的かつ安定的に実施し、リサイクルの更なる充実を図る必要があります。

さらに、あらかわりサイクルセンターを資源の拠点回収場所として活用していくとともに、拠点回収する品目や拠点の拡充を図っていく必要があります。

(3) 区民の参画と協働

区民のごみ減量やリサイクルに関する意識の向上は図られてきていますが、まだ十分ではありません。環境教育・環境学習や普及啓発を拡充させていくことが必要です。

区が主体となって、普及啓発を行うだけでは効果に限界があります。区民や事業者が発信者となって、地域の中で積極的に普及啓発を行っていただけるような仕組みを作る必要があります。

また、地域の声を区に届ける仕組みの検討も必要です。

高齢化により、集団回収など清掃・リサイクル活動の担い手の世代交代が課題となっています。ごみ減量やリサイクルに関する問題意識を、特に子育て中等の若い世代に関心を持っていただくことが重要となります。

ごみを減らすことで収集運搬費用はもとより、ごみ量に応じて分担するごみ中間処理費を減らすことができます。区民のごみ減量意識を高めるためには、ごみの処理等に関する経費を知っていただく必要があります。

(4) 適正排出の推進

東京都の計画において最終処分場での埋立を終了する方向で検討していく方針となっている有害物質である水銀を含む廃棄物については、環境保護の観点から、適正排出、適正処理を行っていく必要があります。

国の計画において首都直下型地震や水害などの災害時に発生する、がれき、し尿等の処理方法の構築が求められており、検討する必要があります。

増加傾向にある高齢者を含めたごみや資源を自分で排出することの困難な区民に対しては、特別な配慮を検討する必要があります。

区民及び事業者の適正排出を目指して、ごみ出し・分別ルールの周知の浸透と指導の強化を図る必要があります。

特に、増加傾向にある転入者・単身世帯・外国人は、町会等に参加しないなど地域との繋がりがあまりない場合が多く、荒川区のごみ出し・分別ルールの知らないこともあるため、周知の徹底や人口動態に対応した施策を展開することが重要です。

区が収集している小規模事業者のごみについては、有料ごみ処理券の貼付を徹底するよう指導する必要があります。